

平成30年度当初予算要求における障がい児・者福祉施策関係の主な事業
(当初予算要求ベース)

No	課所名	ページ 番号
1	障がい福祉課	1
2	子ども発達支援課	11
3	危機対策・情報課	16
4	人権・同和対策課	17
5	文化政策課	18
6	スポーツ課	19
7	福祉保健課	22
8	健康政策課	23
9	住まいまちづくり課	24
10	就業支援課	25
11	道路企画課	27
12	教育委員会（特別支援教育課、教育総務課）	28

1 障がい福祉課

1. 事業名：(継続) 腎臓病患者サポート事業

- (1) 平成 30 年度当要求額：328 千円 (1 千円増)
- (2) 平成 29 年度当初予算額：327 千円
- (3) 事業の概要

腎臓病に関して生活、制度、医療の面で豊富な知識と見識がある相談員を、県内各圏域に一人ずつ設置し、それぞれの圏域で月 2 回程度の相談会を開催する。

2. 事業名：(継続) 重度障がい児者支援事業

- (1) 平成 30 年度当初要求額：32,301 千円 (445 千円増)
- (2) 平成 29 年度当初予算額：31,856 千円
- (3) 事業の概要

重症心身障がい児者等がより地域で生活しやすくするため、日中活動の場における支援の充実、住まいの場（ショートステイ含む）の充実を図る。

ア. 重度障がい児者日中支援事業

生活介護事業所・放課後デイ事業所において重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、運営費を助成。

イ. 重度障がい児者短期入所利用支援事業

短期入所事業所において重症心身障がい児者等の短期入所による支援を行う社会福祉法人等に対し、運営費を助成。

ウ. 重度障がい児者利用施設基盤整備事業

重症心身障がい児者等を受け入れるために必要な施設の整備を行う社会福祉法人等に対して整備に必要な経費を助成。

3. 事業名：(継続) 鳥取県社会福祉施設等施設整備事業

- (1) 平成 30 年度当初要求額：227,313 千円 (102,123 千円増)
- (2) 平成 29 年度当初予算額：125,190 千円
- (3) 事業の概要

国庫補助制度を活用し、社会福祉法人等が行う施設整備等に対して補助を行い、障がい福祉関係の社会資源の整備を図り、障がい者のサービス利用環境の向上を目指す。

4. 事業名：(継続) 障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業

- (1) 平成 30 年度当初要求額：13,050 千円 (6,612 千円増)
- (2) 平成 29 年度当初予算額：6,438 千円
- (3) 事業の概要

グループホームにおいて、夜間支援体制を確保するために必要な経費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し、県が人件費の一部を助成する。(従前「重度障がい児者支援事業」の細事業であった「重度障がい児者グループホーム夜間生活支援員配置事業」(グループホーム事業所において重症心身障がい児者等

の支援に必要となる生活支援員を独自に配置し支援を行う社会福祉法人等に対し、人件費を助成)を本事業に統合)

5. 事業名：(新規) 失語症者向け意思疎通支援者指導者養成事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：410 千円 (一)

(2) 平成 29 年度当初予算額：一

(3) 事業の概要

失語症者の意思疎通を支援する者(失語症者向け意思疎通支援者)の養成に必要な「指導者」の養成及び失語症者向け意思疎通支援事業の実施に向けた環境づくりを行う。

ア. 意思疎通支援者指導者養成研修への派遣

失語症者向け意思疎通支援者の養成に必要な「指導者」を養成するため、厚生労働省が実施する指導者養成研修に候補者(2名)を派遣する。

イ. 意思疎通支援事業に係る講演会(学習会)開催支援

失語症者向け意思疎通支援者の養成に当たって基幹的な役割を担う言語聴覚士の方の理解を深めるため、一般社団法人山陰言語聴覚士協会(鳥取県言語聴覚士会)が実施する講演会(学習会)の開催を支援(補助)する。

6. 事業名：(継続) 地域生活定着支援センター運営事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：17,471 千円 (1,110 千円増)

(2) 平成 29 年度当初予算額：16,361 千円

(3) 事業の概要

障がいをもつ、又は高齢(概ね 65 歳以上)であり、出所後に適当な住居がなく、福祉的な支援を必要とする刑務所等出所予定者に対し、出所後円滑に福祉サービスへ繋げるための支援を行う地域生活定着支援センターを設置運営する経費。

7. 事業名：(継続) 相談支援体制強化事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：3,140 千円 (1,116 千円増)

(2) 平成 29 年度当初予算額：2,024 千円

(3) 事業の概要

ア. 自立支援協議会運営事業(拡充)

県全域又は広域的な課題を協議、調整するために県地域自立支援協議会を設置する。また、全体会に加え特定の課題について検討する複数の部会を設けるとともに、必要に応じて県内外への視察を行う。

イ. 相談支援アドバイザー派遣事業

市町村地域自立支援協議会を核とした地域の相談支援体制を活性化させるためにアドバイザーを派遣し、市町村等へ課題解決等に向けた技術的助言を行う。

ウ. 身体・知的障害者相談員活動強化事業

身体・知的障害者相談員に対する研修を実施し、相談員の資質の向上を促進し、活動の強化を図る。

8. 事業名：(継続) 地域生活支援事業 (高次脳機能障がい支援普及事業)

(1) 平成 30 年度当初予算額：4,662 千円 (2,730 千円減)

(2) 平成 29 年度当初予算額：7,392 千円

(3) 事業の概要

ア. 高次脳機能障がい者支援事業費

- ・医療法人十字会野島病院に高次脳機能障がい者支援拠点機関を設置し、相談コーディネーターを 1 名配置。医療・福祉の切れ目ない支援の強化と関係機関とのネットワークの充実、専門的な相談対応を実施

イ. 高次脳機能障がい支援連携強化事業

- ・市町村福祉担当課、障がい者相談支援事業所、医療関係者、福祉サービス事業所、高次脳機能障害家族会、相談支援コーディネーター等、高次脳機能障がいのある方の支援に関わる職員を対象に支援に関する事例研究発表・意見交換等を実施

9. 事業名：(継続) 農福連携推進事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：9,023 千円 (1,353 千円減)

(2) 平成 29 年度当初予算額：10,376 千円

(3) 事業の概要

ア. 農家と就労系障害福祉サービス事業所の農作業受委託のマッチング

イ. 年間を通じて障害福祉サービス事業所に農作業を発注する農家グループに謝金を支給

ウ. 農作業効率化支援のための農機具購入費の補助

エ. 農作業の指導を受けるための農業支援員配置費用を補助

10. 事業名：(継続) とっとりモデルの共同受注体制構築事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：14,118 千円 (4,164 千円減)

(2) 平成 29 年度当初予算額：18,282 千円

(3) 事業の概要

単独の障害福祉サービス事業所では処理することができない企業等からの受託作業の大量受注案件を処理するために、全国初となる複数の事業所が一緒になって作業を行う共同作業場（ワークコーポとっとり）を法人特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターに委託する。

11. 事業名：(継続) 農業参入企業による障がい者就労促進事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：22,500 千円 (増減なし)

(2) 平成 29 年度当初予算額：22,500 千円

(3) 事業の概要

農業参入する企業による事業展開の中で、積極的な障がい者の受け入れを図る企業に対して支援を行う。

ア. 事業期間

3年以内

イ. 助成率

定額

ウ. 助成金

60,000千円以上の設備投資で20名以上雇用：30,000千円

75,000千円以上の設備投資で25名以上雇用：37,500千円

90,000千円以上の設備投資で30名以上雇用：45,000千円

1.2. 事業名：(継続) 鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業

(1) 平成30年度当初要求額：7,870千円(459千円減)

(2) 平成29年度当初予算額：8,329千円

(3) 事業の概要

ア. 障害福祉サービス事業所運転設備資金融資制度

- ・就労系障害福祉サービス事業所の運転設備資金の無利子貸付制度の運用

イ. 障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金

- ・就労系障害福祉サービス事業所が新商品開発を行う場合の開発経費の助成

ウ. 障害福祉サービス事業所協働連携事業補助金

- ・県内の就労系障害福祉サービス事業所と連携し、新商品等の開発を行うあいサポート企業への助成

1.3. 事業名：(継続) 障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業計画

(旧事業名：工賃向上環境強化事業)

(1) 平成30年度当初要求額：30,120千円(2,293千円減)

(2) 平成29年度当初予算額：32,413千円

(3) 事業の概要

ア. 振興センターに事業コーディネーターを配置し、個々の事業所に合った支援を実施する。

イ. 共同作業場での施設外就労参加事業所のマッチング支援を実施する。

ウ. 共同受注窓口機能を充実させ、官公需・企業等からの受注及び事業所マッチングを効果的に進める。

エ. 日本財団モデル事業が中心となった工賃日本一ネットワーク協議会への運営支援を実施する。

1.4. 事業名：(継続) あいサポート推進事業

(1) 平成30年度当初要求額：22,620千円(10,213千円増)

(2) 平成29年度当初予算額：12,407千円

(3) 事業の概要

ア. あいサポート運動研修事業

- ・あいサポート運動を広く県民に浸透させるため、県内に広くネットワークを有する鳥取県社会福祉協議会にあいサポート研修事業等を委託して実施。

- イ. あいサポート運動の更なる推進事業
 - ・県民等への施策啓発広報及び他県連携の実施
 - ・あいサポート企業・団体認定制度
 - ・障害者週間における啓発
 - ・あいサポート条例の普及啓発
- ウ. ヘルプマーク普及促進事業
 - ・ヘルプマークや啓発用ステッカーやリーフレットを作成し、県内への普及啓発を図る。
- エ. 障害者差別解消法理解促進事業
 - ・地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとしての「障害者差別解消支援地域協議会」を円滑に実施するための検討・準備等に係る経費。
- オ. 障がい者差別解消に向けた相談・支援体制の整備
 - ・民間事業者が実施する合理的配慮に必要となる経費を補助する。
- カ. あいサポート大使活用事業
 - ・あいサポート大使が県内の学校やあいサポート認定企業等に対し、これまでのあいサポート運動の活動報告などについて講演を行う。

1.5. 事業名：(継続) 視覚障がい者情報支援事業

- (1) 平成 30 年度当初要求額：66,451 千円 (29,111 千円増)
- (2) 平成 29 年度当初予算額：37,340 千円
- (3) 事業の概要

情報の取得・利用、コミュニケーションに困難を抱える視覚障がい者等が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段その他情報を取得する手段により、円滑に情報を取得し、及び利用できるよう、次の事業を実施する。

ア. 視覚障がい者センター運営事業

視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として、平成 29 年度中に設置する「視覚障がい者センター（仮称）」について、継続して運営する。

また、「視覚障がい者センター（仮称）」について、バリアフリー化等の必要な整備を行う。

イ. 点字・声の広報等発行事業

県が発行する広報誌等の点字翻訳版・録音版を作成し、県内の視覚障がい者に無償で提供する。

ウ. 点字による即時情報ネットワーク事業

日本盲人会連合から提供される新聞情報等による最新の情報を通信ネットワークにより取得し、点字印刷の上、視覚障がい者に情報提供を行う。

エ. 視覚障がい者向けパソコンリサイクル事業

パソコンをリサイクルして活用し、視覚障がい者を対象とした情報支援のためのパソコン講座を開催する。

オ. 情報アクセス・コミュニケーション研究会

情報アクセス・コミュニケーションに困難を抱える視覚・聴覚・盲ろう・音声機能障がい者等と「情報アクセス・コミュニケーション研究会」を開催し、意見交換を行う。

カ. 点字図書館運営費補助金

視覚障がい者に対し、点字版・録音版の図書の貸出し等を行っている点字図書館の運営に対する補助を行う。

16. 事業名：(継続) 鳥取県障がい者アート推進事業

(1) 平成30年度当初要求額：111,312千円(553千円増)

(2) 平成29年度当初予算額：110,759千円

(3) 事業の概要

平成26年度に開催した「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会(愛称：あいサポート・アートとっとりフェスタ)」(以下「全国大会」という。)の成果を未来に引き継ぐとともに、障がい者の芸術・文化活動を引き続き支援していく。

また、平成28年3月に設立した「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」(以下「知事連盟」という。)に加盟する都道府県と連携し、障がい者の芸術文化振興を図るとともに、全国に誇ることができる鳥取県の障がい者の舞台芸術を全国に発信する。

ア. 「あいサポート・アートインフォメーションセンター」の運営

障がい者の芸術・文化活動に関する情報発信拠点として、平成27年度に設置した「あいサポート・アートインフォメーションセンター」を継続的に運営する。

- ・常設展示、情報発信、相談支援、人材育成、普及啓発

イ. 「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」の設置

「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」を設置し、関係団体や市町村等と連携して障がい者の芸術・文化活動の振興方策等について検討する。

ウ. 障がい者アート活動支援事業補助金

障がい者や障がい者が所属する団体が行う芸術・文化活動に対して支援を行う。

- ・団体練習経費等補助 補助上限20万円×50件
- ・個展等開催経費補助 補助上限20万円×40件

エ. 「あいサポート・アートとっとり祭り」の開催

障がい者が取り組む舞台芸術活動(音楽、演劇、ダンス等)の発表と鑑賞の機会を提供するため、「あいサポート・アートとっとり祭り」(鳥取県障がい者舞台芸術祭)を開催する。

オ. 「あいサポート・アートとっとり展」の開催

障がい者が制作した芸術・文化作品(美術・文芸・マンガ)の発表と鑑賞の機会を提供するため、「あいサポート・アートとっとり展」(鳥取県障がい者芸術・文化作品展)を開催する。

※エ及びオの事業については、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会による「東京2020応援文化オリンピアード」の認証を目指す。

カ. 障がい者と健常者が共につくる芸術

全国大会を契機に発足した障がい者と健常者が共につくる劇団「じゆう劇場」の活動を継続支援する。平成30年度は新たに学校等での公演を行うことで発表機会の充実を図り、「じゆう劇場」の取組を県内外へ積極的にPRする。

※事業実施主体：鳥の劇場運営委員会（鳥取市鹿野町）

キ. 知事連盟に係る連絡調整費

知事連盟加盟都道府県との連絡調整を行う。

17. 事業名：(継続) 親亡き後の安心サポート体制構築事業

(1) 平成30年度当初要求額：3,764千円（増減なし）

(2) 平成29年度当初予算額：3,764千円

(3) 事業の概要

ア. 安心サポートファイルの普及

コーディネーターを配置し、各市町村内で普及を図っていただく普及員養成のための説明会を開催したり、障がい者の保護者、医療機関や学校などの関係機関に周知する取組を行う。

イ. 親亡き後に備えて必要とされる支援についての検討

「親亡き後」の問題に対応するにあたって、検討会を設置して障がい者の保護者の意見やニーズを把握し、具体的にどのような支援が必要とされているのか、調査研究する。

18. 事業名：(継続) アルコール・薬物等依存症支援対策事業

(1) 平成30年度当初要求額：3,867千円（1,007千円増）

(2) 平成29年度当初予算額：2,860千円

(3) 事業の概要

ア. 地域依存症対策推進委員会の開催

医療機関、当事者団体、相談支援機関等で構成する委員会で、本県における依存症対策の効果的な施策等を検討

イ. 精神科医等による定例相談会の開催

精神科医等による依存症に関する定例相談会の開催（西部福祉保健局で実施）。

ウ. 相談担当者研修会の開催

市町村担当課、相談事業所、地域包括支援センター等の相談担当者を対象として、アルコール・薬物依存症等に関する研修会を開催（中部・西部福祉保健局で実施）。

エ. 「アディクション・フォーラム in とっとり（仮）」の開催支援

アルコール・薬物等による健康被害の正しい普及啓発を行う目的で、様々な依存症に関する複数の自助団体が協働して開催するフォーラムに対し、その経費を助成する。

オ. 薬物依存症リハビリ施設助成モデル事業

薬物等依存症回復施設運営費の一部を助成することで薬物依存症者の社会復帰の促進を図る。

カ. 医療提供体制整備

依存症専門医が在席する精神科病院を「薬物依存症相談拠点・治療拠点機関」として指定するとともに相談支援コーディネーターを配置し、当事者や家族、かかりつけ医等に対して助言や相談対応を行う。併せて、医療機関を対象とした研修会の開催や情報発信等により、医療体制の充実及び依存症の普及啓発を行う。

キ. 依存症普及啓発リーフレットの改訂

既存の依存症普及啓発リーフレットの改訂を行う。

19. 事業名：(継続) 精神障がい者スポーツ大会

(1) 平成30年度当初予算額：534千円(増減なし)

(2) 平成29年度当初予算額：534千円

(3) 事業の概要

ア. 精神障がい者バレーボール大会鳥取県大会の開催委託事業

- ・スポーツを通じて社会参加の促進や交流の輪を広げるため、精神障がい者バレーボール鳥取県大会を開催する。

イ. 鳥取県精神障がい者フットサル交流会の開催委託事業

- ・スポーツを通じて社会参加の促進や交流の輪を広げると共に、精神障がい者のフットサル競技の普及を図る。

20. 事業名：(継続) 鳥取県精神障害者家族会連合会支援事業

(1) 平成30年度当初要求額：1,648千円(48千円増)

(2) 平成29年度当初予算額：1,600千円

(3) 事業の概要

鳥取県精神障害者家族会連合会が実施する研修会、交流会等、精神障がい者に対する正しい理解・知識の普及啓発の取組に対し、必要な経費を助成し、当事者・家族の立場から実施する精神保健福祉施策の円滑な推進を図る。

21. 事業名：(継続) てんかん対策推進事業

(1) 平成30年度当初予算額：2,700千円(0千円)

(2) 平成29年度当初予算額：2,700千円

(3) 事業の概要

「てんかん」のある方への理解促進や支援の手法を学ぶための研修会等を開催するとともに、当事者の方を地域で支える体制の整備を行う。

ア. てんかんのある方の支援者等研修事業

イ. てんかん地域診療連携体制整備事業

鳥取大学医学部附属病院を「てんかん診療拠点」として指定し、てんかん診療拠点を中心とした診療ネットワークを構築する。

22. 事業名：(継続) アルコール健康障害対策事業

(1) 平成30年度当初予算額：14,835千円(1,633千円増)

(2) 平成29年度当初予算額：13,202千円

(3) 事業の概要

アルコール健康障害対策基本法及び鳥取県アルコール健康障害対策推進計画に則り、アルコール健康障害支援拠点を設置するとともに、アルコール健康障害の普及啓発やアルコール問題を抱える当事者や家族の支援体制の強化を図る。

ア. アルコール健康障害支援拠点の設置

依存症専門医が在席する精神科病院を「アルコール健康障害支援拠点」として指定するとともに支援コーディネーターを配置し、当事者や家族、かかりつけ医等に対して助言や相談対応を行う。併せて、地域で出前講座を開催し依存症の普及啓発を行う（委託先：医療福祉センター渡辺病院）。

イ. 各保健所圏域における研究会の開催

アルコールをはじめとする各種依存症に関する地域の課題を検討するための関係者会議を開催する。

ウ. 啓発フォーラムの開催

法やアルコール健康障害について、広く県民に周知するためのフォーラムを開催する。

エ. かかりつけ医等の依存症対応力向上事業

一般診療科の医療従事者を対象に依存症に関する研修を実施し、依存症への対応力向上を推進する。

オ. 研修受講

多量飲酒者の飲酒量低減に向けた教育プログラムを実施できる人材を育成するための研修に県職員が参加する。

カ. 鳥取県アルコール健康障害対策会議

学識経験者、医師、薬剤師、介護関係機関、民生委員、酒類事業者、行政機関等からなる会議を設立し、県の施策等について諮問・審査を行う。

キ. 普及啓発相談員

アルコール依存症から回復した当事者や民生委員・保護司等のうち、アルコール健康障害対策について熱意がある方を「アルコール健康障害対策普及啓発相談員」として任命し、県の機関や支援コーディネーターと協同して当事者からの相談対応や普及啓発にあたる。

23. 事業名：(継続) 農福連携による地域づくり事業

(旧事業名：ごきげんマルシェ開催事業)

(1) 平成30年度当初予算額：5,600千円(2,287千円減)

(2) 平成29年度当初予算額：7,887千円

(3) 事業の概要

ア. 障がい福祉サービス事業所が主体となる地域の課題解決を目的としたモデル事業の実施

イ. 農業に取り組む障がい福祉サービス事業所等によるマルシェ(市場)の開催

ウ. 農福連携を行っている障がい福祉サービス事業所が製造する農産物、農産加工品の商談及びアドバイス会の実施

2 4. 事業名：(継続) 鳥取県障がい児者自発的活動支援事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：4,000 千円 (2,000 千円増)

(2) 平成 29 年度当初予算額：2,000 千円

(3) 事業の概要

在宅の障がい児者の福祉の増進又は社会参加を図る事業を行う県内の団体等に対して、その経費の一部を助成する。

ア. 対象事業

(1) 自発的レク事業

補助事業者の構成員である在宅の障がい児者等の福祉の増進又は社会参加を図る事業を実施

(2) 地域づくり交流促進事業

補助事業者の構成員である在宅の障がい児者等と健常者の交流を図る事業を実施

イ. 補助率

県 1/2 (上限額 区分 (1) 100 千円 区分 (2) 250 千円)

2 5. 事業名：(継続) 措置入院解除後の支援体制強化事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：164 千円 (82 千円減)

(2) 平成 29 年度当初予算額：246 千円

(3) 事業の概要

平成 29 年 3 月 24 日に策定した「鳥取県措置入院解除後の支援体制に係るマニュアル」(以下「マニュアル」という。)に基づき、本県の措置入院者が措置入院解除後、地域で安心して生活を送ることができる支援体制を構築する。

ア. 退院後支援計画の作成 (80 千円：標準事務費枠内で対応)

マニュアルに基づき、県が措置入院中から措置入院患者に対し、退院後支援計画を作成するため、医療関係者等、他院後の支援に携わる関係者を集めた調整会議を開催する。

イ. 県担当職員の資質向上 (200 千円：標準事務費枠内で対応)

県職員が、精神保健に関する専門的な研修会に参加し、資質向上を図る。

ウ. 精神保健担当者研修会の開催 (164 千円)

講師を招き、精神保健に関する専門的な研修会、関係機関へのマニュアルの周知及びそれに基づき支援を行った事例について、事例検討会等を開催する。

参加予定：市町村担当者、障がい者相談支援事業所職員等

2 子ども発達支援課

1. 事業名：(継続) 障がい児者在宅生活支援事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：14,518 千円 (63 千円増)

(2) 平成 29 年度当初予算額：14,455 千円

(3) 事業の概要

障がい児者のニーズが高いものの、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村に補助することにより、障がい児者の在宅生活を支援する。

ア. 施設入所障がい児者等在宅生活支援事業

障がい者支援施設等に入所している障がい児者が一時帰宅中の在宅における障害福祉サービスの利用経費について補助を行う。

イ. 家庭外看護師派遣支援事業

日常的に医療行為が必要な障がい児者が家庭外で 4 人以上集まり活動する場合に、看護師の派遣費用について補助を行う。

ウ. エアーマットレスレンタル助成事業

褥瘡リスクが高く、体位変換に常時介助を要する在宅生活中の重度身体障がい児者等を対象にエアーマットレスのレンタル費用の助成を行い、褥瘡予防と介助量を軽減し、在宅生活を支援する。

エ. 重症心身障がい児者受入事業所看護師等配置助成事業<拡充>

指定基準以上に新たに看護師等を配置し、日常的に医療行為が必要な障がい児者を受け入れる事業所に対し、看護師等配置及び訪問看護利用の経費を補助することで、日常的に医療行為が必要な障がい児者の受入先を開拓する。

オ. 重症心身障がい児者等受入事業所医療機器購入助成事業

日常的に医療行為が必要な重心児者等に対して医療専門職による医療ケアや治療を実施する事業所に対して、必要な医療用具等の購入に関する経費を補助することで、日常的に医療行為が必要な重心児者等の受入先を開拓する。

カ. 重度障がい児者地域移行等推進事業

入院又は入所中等の医療的ケアが必要な重度障がい児者を対象に、グループホーム等での生活の体験を通して、安心した地域移行等につなげるための支援に必要な経費を助成することで、重度障がい児者の地域移行や自立を促す。

キ. 入院時等付添依頼助成事業

常時必要とされる入院時等の付添いを一時的に交替することで、家事や他の家族の世話等を行う時間を確保する。

ク. 家庭内排痰補助装置助成事業

筋ジストロフィー等により、常時又は随時排痰を行うことが必要な在宅の障がい児者について、家庭内への排痰補助装置の配置経費について補助を行う。

ケ. 身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業<拡充>

身体障害者手帳（聴覚機能障がい）の交付対象とならないが、補聴器が必要な難聴児に対して、補聴器等（FM補聴システムを含む）の購入費等を補助する。

コ. 入浴サービス提供事業所加算事業（新規）

放課後等デイサービス事業所が重症心身障がい児等に入浴サービスを行った場合に実施経費の一部を補助する。

2. 事業名：(継続) 発達障がい者支援体制整備事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：12,933 千円（4,108 千円増）

(2) 平成 29 年度当初予算額：8,825 千円

(3) 事業の概要

発達障がい児者及びその家族に対し、ライフステージに応じて一貫した支援を行うため、県全体の発達障がいに係る支援施策について検討し、家族支援や人材育成などの支援体制の整備を図る。

ア. 発達障がい者支援体制整備検討委員会

福祉、保健、教育、就労の関係部局、学識経験者、当事者団体、市町村等の関係者からなる検討委員会を設置し、本県の発達障がいに係る支援体制整備への指導、助言を実施。

イ. ペアレントメンターに係る事業

ペアレントメンター（信頼のおける相談相手となる先輩保護者）の活用を進め、発達障がい者の家族支援体制整備の強化を図る。

・ペアレントメンター運営委員会実施事業

発達障がい児者の家族支援体制整備に向けて、ペアレントメンターの活動について検討を行う。

・ペアレントメンター・コーディネーター配置事業

ペアレントメンターの活動状況の把握や相談希望者とペアレントメンターを適切に結びつける判断、適切な情報提供等を行うコーディネーターを配置し、ペアレントメンターの相談を受けやすい体制を整え、家族への適切な支援に結びつける。

・ペアレントメンター・フォローアップ研修

ペアレントメンターに対し、相談スキルの向上等を目的とした研修の実施。

・ペアレントメンター活用経費

ペアレントメンターの活用を促進するため、県立施設が実施する事業でペアレントメンターを積極的に活用する。

・ペアレントメンター早期相談事業

発達障がいと診断された保護者に対し、診療施設内でペアレントメンターが早期に保護者の不安や悩み等に対応した相談活動を実施する。

・ペアレントメンター相談事業

ペアレントメンター活動の促進を図るため、相談活動及び啓発活動にかかる経費を助成。

ウ. ペアレント・トレーニング普及推進事業

発達障がい児の保護者を対象としたペアレント・トレーニングを、県立療育施設や市町村等で実施できるよう、ファシリテーター養成の講習会を実施する。

エ. 発達障がい者相談支援人材養成事業

思春期から青年期の発達障がい児者の相談・支援が適切にできる人材を養成するための研修を実施する。

オ. 発達障がい者地域支援マネージャー配置事業

(旧事業名 発達障がい地域生活充実事業から組み替え)

『エール』発達障がい者支援センターに「発達障がい者地域支援マネージャー」を配置し、市町村や事業所等の後方支援の充実等を図ることにより、発達障がい児者の地域生活の充実と各地域における支援体制の確立を目指す。

3. 事業名：(継続) 発達障がい情報発信強化事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：3,164 千円 (545 千円減)

(2) 平成 29 年度当初予算額：3,709 千円

(3) 事業の概要

発達障がい児者の保護者への情報提供（医療、福祉、教育等）及び県民への発達障がいに対する理解啓発を行い、本人・保護者が地域で安心・安全に暮らせる体制を推進する。

ア. リーフレット及び冊子の作成、配布

発達障がいの理解啓発及び情報提供のために、リーフレット（未就学編、小学校編、中学校編、思春期～青年期編）及びハンドブックを作成し配布する。

イ. イベントの実施

平成 30 年 4 月 2 日の世界自閉症啓発デー及び 4 月 2 日から 8 日の発達障害啓発週間に合わせて、建造物のブルーライトアップと啓発イベントを実施する。

4. 事業名：(継続) 重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：25,760 千円 (5,850 千円増)

(2) 平成 29 年度当初予算額：19,910 千円

(3) 事業の概要

医療的ケアの必要な重度障がい児者が、より地域で生活しやすくするためには、医療機関の関わりが不可欠であり、医療機関が実施する医療型ショートステイの拡充を図るとともに、利用者の医療型ショートステイ利用時における支援の充実を図る。

ア. 医療型ショートステイを実施する医療機関への助成

在宅生活を送る医療的ケアの必要な重度障がい児者が、安心してショートステイが利用できるようにするため、医療機関が重度障がい児者を受け入れた場合、入院時に診療報酬として得られる収入見込み額と障害福祉サービスとして得られる収入見込み額との差額分等を助成。

イ. 医療型ショートステイ利用時の付添に係るヘルパーの派遣

医療型ショートステイにおける支援に加え、利用時の見守り等を行う重度訪問介護事業所等のヘルパー派遣に係る経費を助成。

5. 事業名：(継続) NICU からの地域移行支援事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：3,849 千円 (650 千円増)

(2) 平成 29 年度当初予算額 : 3,199 千円

(3) 事業の概要

新生児集中治療室又は集中治療室での治療が終了し、自宅移行に向けて支援を行う場合において、訪問看護師が関わる仕組みを強化し、児童及び保護者が安心して自宅へ帰り、地域で安心安全な生活が送れるよう、訪問看護事業所に対して、所属する訪問看護師が以下の支援を行った場合に、助成する。

- ・退院に向けたケース検討会への参加
- ・入院時支援
- ・外泊時支援
- ・長時間訪問看護（新規）

6. 事業名 : (継続) 発達障がい診療研修事業

(旧事業名 : 発達障がい地域生活充実事業)

(1) 平成 30 年度当初要求額 : 1,749 千円 (426 千円増)

(2) 平成 29 年度当初予算額 : 1,323 千円

(3) 事業の概要

発達障がいの専門医が地域の小児科医へ具体的な診療法等を伝える研修を実施することにより、地域で発達障がいの診療ができる体制（人材育成）を構築する。

ア. 発達障がい診療協力医研修事業

発達障がいの専門医が地域の小児科医に対して、診療場面の見学など、具体的な診療方法等を指導する。

イ. かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業<新規>

発達障がいについて、地域で相談を受け、診療する、かかりつけ医（診療協力医）などの医療従事者が、発達障がいに関する最新の知識を身につけられるよう、国が行う研修を受講する。講師となり得る専門医が国の研修を受け、その後、鳥取県において発達障がいの専門医や地域の小児科医に対して伝達研修を行う。発達障がいに関する国の研修の内容を踏まえた研修を県内で実施し、どの地域においても一定水準の発達障がいへの対応を可能とすることを目的とする。

7. 事業名 : (継続) 放課後等デイサービス支援充実事業

(1) 平成 30 年度当初要求額 : 426 千円 (75 千円減)

(2) 平成 29 年度当初予算額 : 501 千円

(3) 事業の概要

放課後等デイサービス事業所の支援の質を向上、充実させることで障がいのある学齢期の子どもの健全な育成を図ることを目的に、主に設置者、管理者、児童発達支援管理責任者を対象とした研修会等を行う。

ア. ガイドライン研修会

厚生労働省が策定した「放課後等デイサービスガイドライン」の利用促進のために研修会を実施する。

イ. 支援充実研修会

利用児童及び保護者への支援の充実のために研修会を実施する。

ウ. 情報交換会

放課後等デイサービス事業所同士での意見交換や情報共有のために情報交換会を実施する。

8. 事業名：(新規) 医療的ケア児等コーディネーター養成事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：833 千円 (一)

(2) 平成 29 年度当初予算額：一

(3) 事業の概要

人工呼吸器を装着している障がい児やその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児等（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児等に対する総合的な支援が適切に行える人材（以下「コーディネーター」という。）を養成するための研修を実施する。

ア. 対象

相談支援専門員、保健師、訪問看護師等、今後地域でコーディネーターの役割を担う者

イ. コーディネーターに求める役割

医療的ケア児等に係る専門的な知識と経験に基づき、医療的ケア児等の支援を総合調整し、支援に関わる関係機関との連携を図る。

ウ. 主な研修内容

- ・医療的ケア児等の発達や疾患等の特徴、各疾患によるライフステージや必要な医療的支援をイメージし、地域の医療的現状を把握する。
- ・事例を基に、ニーズの把握、当事者の意向に沿った支援計画の作成、関係機関との調整について学ぶ。

3 危機対策・情報課

1. 事業名：(継続) あんしんトリピーメール等システム運営事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：8,072 千円 (324 千円増)

(2) 平成 29 年度当初予算額：7,748 千円

(3) 事業の概要

ア. あんしんトリピーメール運営

- ・県・市町村が気象情報などの防災情報、道路情報及び不審者情報、PM2.5、黄砂・花粉など身近な防犯情報、生活・健康情報等を利用者（県民）に対してメールで配信する。
- ・利用者（県民）から災害発生などの情報提供があった場合は、内容確認の上、県や市町村等の防災関係機関が迅速に応急活動を実施し、被害拡大の防止等に努めるとともに、県民への情報提供のためメール配信やインターネットでの公開を行う。

イ. あんしんトリピーメールのわかりやすい表記による配信

平成 26 年度に「障がい者の暮らしやすい鳥取 PT」内の「情報アクセス・コミュニケーション研究会」で障がい者団体からの提言を受け、26 年度にはわかりやすい表記となるよう、配信文例を改正（要点をはじめに記載、専門用語を避ける等）するとともに 27 年度は情報の緊急度が一見してわかるように、緊急度に応じて赤・青・黄の背景色が付く機能（背景色メール）を追加し、運用を行っている。

4 人権・同和対策課

1. 事業名：(継続) 県民等との協働による人権啓発活動

(障がい者スポーツ(車いすバスケ)体験教室)

- (1) 平成 30 年度当初要求額：602 千円（増減なし）
- (2) 平成 29 年度当初予算額：602 千円
- (3) 事業の概要

障がい者スポーツ団体と連携して、児童・生徒を対象にした車いすバスケットボール体験教室（出前講座）を実施し、障がい者への理解を深めるとともに、人と人とのコミュニケーション、相手の立場に立った行動を身につけるなど、様々な人権意識の高揚を図る。（県内の小・中・高等学校を対象に、年 6 回程度を予定。）

5 文化政策課

1. 事業名：(継続) 第16回とりアート(鳥取県総合芸術文化祭)開催事業

- (1) 平成30年度当初要求額：74,907千円(2,400千円増)
- (2) 平成29年度当初予算額：72,507千円
- (3) 事業の概要

平成14年度に開催した「国民文化祭とっとり」の成果を継承・発展させるため、県民自らの文化芸術の祭典として『とりアート(鳥取県総合芸術文化祭)』を開催する。

平成26年度に開催された「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」の気運を熟成し、文化芸術による共生を図るため、「とりアート」への更なる障がい者団体の参画を促進する。

2. 事業名：(継続) 芸術・文化に親しみやすい環境整備支援事業

- (1) 平成30年度当初要求額：450千円(350千円減)
- (2) 平成29年度当初予算額：800千円
- (3) 事業の概要

県内で行われる舞台公演、作品展示又は講演会等への参加が困難な県民のために、手話通訳の設置、託児サービス・介護サービスの提供、送迎バスの運行、バリアフリー映画の上映、実行委員会等が行う社会福祉施設等での入所者等を対象とした映画上映といった県民が芸術・文化イベントに親しみやすい環境整備を行う実行委員会等に対して経費を助成する。

6 スポーツ課

1. 事業名：(継続) 生涯スポーツ推進事業 (障がい者スポーツ分のみ)

(1) 平成 30 年度当初要求額：5,372 千円 (増減なし)

(2) 平成 29 年度当初予算額：5,372 千円

(3) 事業の概要

ア. スポーツ教室開催事業

スポーツをしたいと思う障がい者が気軽に参加できる機会の創出のため、土日を含めた通年型のスポーツ教室を開催する。また、障がい者や施設等からの求めに応じスポーツをする場 (施設、大会会場等) にスポーツ指導員を派遣し、必要な指導を行う。

イ. 障がい者スポーツ指導員養成事業

障がいを正しく理解し、障がい者スポーツのルール等について知識・技能を習得した初級障がい者スポーツ指導員の養成を行うとともに、資格取得者の知識・技能の維持向上のためのフォローアップ研修を行う。

ウ. スポーツフェスティバル開催事業

障がいのある人もない人もともに参加できるスポーツ大会を開催し、参加者が同じ競技種目を体験し経験を共有することにより、障がい者の社会参加と県民の障がい者への理解を促進する。

エ. タンDEM自転車走ろう！事業

障がいの有無に関わらず自転車走行を楽しむことができるよう、2人乗りタンDEM自転車の乗車講習会を行うとともに、当該自転車の貸出しを行う。

オ. 江原道との障がい者スポーツ交流事業

韓国江原道とスポーツ交流することにより、相互理解と友好を深め本県の障がい者スポーツの一層の発展を図る。

2. 事業名：(継続) 大規模スポーツ大会開催等による鳥取の魅力発信事業

(障がい者スポーツ分のみ)

(1) 平成 30 年度当初要求額：2,856 千円 (580 千円増)

(2) 平成 29 年度当初予算額：2,276 千円

(3) 事業の概要

障がいのある人もない人も体力に応じて参加できる「鳥取さわやか車いす&湖山池マラソン大会」の開催に係る補助を行う。

3. 事業名：(継続) 競技力向上対策事業費 (障がい者スポーツ分のみ)

(1) 平成 30 年度当初要求額：34,061 千円 (2,272 千円増)

(2) 平成 29 年度当初予算額：31,789 千円

(3) 事業の概要

ア. 個人競技の競技力向上

強化選手の国内外遠征や合宿、強化トレーニングを実施する。

- イ. 団体競技の競技力向上
強化団体競技チームの練習会や合宿を実施する。
- ウ. 医科学サポートの実施
適切な動作指導や栄養指導、アンチドーピング講習会等を実施する。
- エ. 県立特別支援学校運動部の強化
県立特別支援学校の指定強化運動部の活動を支援する。
- オ. 次代を担うアスリートの発掘
理学療法士会と連携し、競技体験会や体力測定等を実施する。
- カ. 指導者の指導力向上
指導者の指導力向上のため、県外への研修派遣を実施する。指導力向上及び指導体制の充実を図る。
- キ. 実施体制の整備
競技力向上策を鳥取県障がい者スポーツ協会において実施するため、専任のスポーツ指導員を当該協会に配置する。

4. 事業名：(継続) 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会派遣等事業
(障がい者スポーツ分のみ)

- (1) 平成 30 年度当初要求額：20,946 千円 (1,963 千円増)
- (2) 平成 29 年度当初予算額：22,909 千円
- (3) 事業の概要
 - ア. 全国障害者スポーツ大会派遣
全国障害者スポーツ大会へ個人・団体・オープン競技選手を派遣する。
 - イ. 団体競技の中四国ブロック予選大会派遣
全国障害者スポーツ大会団体競技へ中四国ブロック代表チームを決定するための予選会に県代表チームを派遣する。
 - ウ. 個人競技選手選考会の開催
全国障害者スポーツ大会個人競技への出場選手を決定するための選考会を開催する。
 - エ. オープン競技選手選考会の開催
全国障害者スポーツ大会オープン競技への出場選手を決定するための選考会を開催する。
 - オ. 鳥取県選手団強化練習会の開催
鳥取県代表選手の強化練習会を開催する。

5. 事業名：(組替) スポーツ環境整備事業

- (1) 平成 30 年度当初要求額：0 千円 (135,765 千円減)
- (2) 平成 29 年度当初予算額：135,765 千円
- (3) 他事業 (障がい者スポーツ鳥取モデル構築事業) への組替。

6. 事業名：(継続) スポーツ推進基盤運営費 (障がい者スポーツ分のみ)

(1) 平成 30 年度当初要求額 : 34,449 千円 (3,227 千円増)

(2) 平成 29 年度当初予算額 : 31,222 千円

(3) 事業の概要

ア. 鳥取県障がい者スポーツ協会運営事業

県内における障がい者スポーツの普及と振興のため、鳥取県障がい者スポーツ協会の運営等に係る補助を行う。

イ. スペシャルオリンピックス日本・鳥取運営事業

知的障がい者スポーツの振興を図るための組織であるスペシャルオリンピックス日本・鳥取事務局の運営等に係る補助を行う。

7. 事業名 : (継続) 東京オリ・パラターゲット競技事業 (障がい者スポーツ分のみ)

(1) 平成 30 年度当初要求額 : 4,397 千円 (60 千円減)

(2) 平成 29 年度当初予算額 : 4,457 千円

(3) 事業の概要

既に国内外の競技会等で好成績を収めており東京オリンピック・パラリンピック日本代表になり得る可能性が極めて高い県内選手を対象として、合宿、遠征等に係る経費を支援する。

8. 事業名 : (新規) 障がい者スポーツ鳥取モデル構築事業

(1) 平成 30 年度当初要求額 : 事業費精査中

(2) 平成 29 年度当初予算額 : 0 千円

(3) 事業の概要

日本財団との共同事業により整備を進めている布勢総合運動公園障がい者スポーツ拠点施設の平成 31 年度にオープンを控え、本県ならではのスポーツモデルの実現に向けて、運営体制 (理学療法士の配置・育成、外部機関との連携調整) の整備を行う。

7 福祉保健課

1. 事業名：(継続) 心のバリアフリー推進事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：2,958 千円 (517 千円増)

(2) 平成 29 年度当初予算額：2,441 千円

(3) 事業の概要

高齢者、障がい者、妊産婦等が利用しやすい公共的整備を促進するとともに、高齢者、障がい者等への理解と支援を深め、誰もが住みよいまちづくりを推進する。

ア. 心のバリアフリー普及啓発 (継続)

- ・小学生向け福祉教育冊子の作成、配付

子どもころから、高齢者、障がい者等への理解、支えあいの心を育み、福祉のまちづくりを進めるため、平成 14 年度に作成した福祉教育用冊子の内容を充実して、新 4 年生に配布する。

イ. ハートフル駐車場利用証制度 (継続)

- ・利用証の作成、配布
- ・案内表示ステッカー (啓発用品) 等施設用の作成、購入、配布
- ・制度周知用チラシの作成、配布

【実施状況】 利用証交付件数 12,779 件 (平成 29 年 3 月末現在)

協力施設数 709 施設 (平成 29 年 9 月末現在)

ウ. 推進体制の整備 (継続)

- ・福祉のまちづくり推進協議会の実施
- ・福祉のまちづくり推進サポーターの育成 (研修の実施等)

8 健康政策課

1. 事業名：(継続) 難病患者療養支援事業費

(1) 平成 30 年度当初要求額：13,785 千円 (1,161 千円増)

(2) 平成 29 年度当初予算額：12,624 千円

(3) 事業の概要

難病患者の安定した療養生活の確保と、患者及びその家族の生活の質の向上に資することを目的とし、県が在宅療養を行う難病患者に対し、支援を行う。

2. 事業名：(継続) 難病相談・支援センター・難病医療連絡協議会運営事業

(旧事業名：鳥取県難病相談・支援センター事業)

(1) 平成 30 年度当初要求額：21,013 千円 (221 千円増)

(2) 平成 29 年度当初予算額：20,792 千円

(3) 事業の概要

鳥取大学医学部附属病院及び県国立病院機構鳥取医療センターに設置をし、難病患者及びその家族に対して、療養生活を送る上での不安を解消し、精神的負担の軽減を図るため、各種相談に応じる。

3. 事業名：(継続) ひきこもり対策推進事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：13,514 千円 (85 千円減)

(2) 平成 29 年度当初予算額：13,599 千円

(3) 事業の概要

ひきこもり状態にある者及びその家族に対する相談支援等やひきこもり支援に携わる関係者に対する研修を行い、ひきこもり者が社会参加できる環境を整える。

9 住まいまちづくり課

1. 事業名：(継続) バリアフリー環境整備促進事業

(1) 平成 30 年度当初予算額：21,055 千円 (6,958 千円減)

(2) 平成 29 年度当初予算額：28,013 千円

(3) 事業の概要

民間建築物について、バリアフリー化を推進するため、バリアフリー整備に係る費用の一部助成を行う。

2. 事業名：(継続) 鳥取県居住支援協議会活動支援事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：10,226 千円 (1,270 千円増)

(2) 平成 29 年度当初予算額：8,956 千円

(3) 事業の概要

高齢者、障がい者等の住宅確保に配慮を要する方の住生活の向上及び安定化等を確保するため、鳥取県あんしん賃貸支援事業をはじめとする鳥取県居住支援協議会の活動に対し、国及び市と協同して必要な支援を行う。

(支援の対象とする経費)

ア. 協議会事務局に係る人件費、旅費及び事務所費

イ. あんしん賃貸支援事業の相談員の配置に係る経費

ウ. 協議会の会議費

エ. セミナー等の開催に係る経費

オ. 普及啓発及び広報に係る経費

10 就業支援課

1. 事業名：(継続) 障がい者就業定着支援事業

(1) 平成30年度当初要求額：79,958千円(5,949千円減)

(2) 平成29年度当初予算額：85,907千円

(3) 事業の概要

ア. 訪問型ジョブコーチ設置促進事業

- ・訪問型ジョブコーチを配置する社会福祉法人等に対してその活動費の一部を助成する。(13人)

イ. 訪問型ジョブコーチ養成研修派遣支援事業

- ・ジョブコーチ資格を取得するため、訪問型ジョブコーチ養成研修に職員を派遣する社会福祉法人等に対して派遣費用の一部を助成する。(年間3名)

ウ. 県版ジョブコーチセンター設置事業

- ・県中・西部に県版ジョブコーチセンターを設置し、中・西部におけるジョブコーチ支援を行う。

エ. とっとり障がい者仕事サポーター養成研修事業

- ・企業内に障がいを正しく理解し、日常的に障がい者を現場で支援する「とっとり障がい者仕事サポーター」を養成し、障がい者の職場定着及び活躍できる体制を構築する。(養成研修：県内3地区、年6回)

オ. 障害者就業・生活支援センター支援事業

- ・障害者就業・生活支援センター(3箇所)に、職場開拓支援員及び定着支援員等を各1名配置する。

カ. 障がい者雇用アドバイザー配置事業

- ・障がい者雇用アドバイザー(県非常勤)を1名配置し、企業トップ等に対して障がい者の新規雇用等の働きかけを行う。

キ. 障がい者職場実習

- ・職場実習の受入事業所に謝金並びに実習者に奨励金を支給する。

ク. 障がい者就労ネットワーク事業

- (ア) 障がい者就労ネットワーク会議の開催
- (イ) 発達障がい者就労支援ネットワークの構築
- (ウ) 聴覚障がい者就労支援事業(手話通訳の派遣)

ケ. 障がい者雇用優良事業等の知事表彰

- ・障がい者雇用に尽力された企業・団体・個人に対して知事表彰を行う。

コ. 各種セミナー、研修会の開催

- ・就業支援基礎研修会、障がい者就業支援説明会、障がい者雇用企業見学交流会を鳥取労働局等と共催する。

サ. 障がい者雇用推進啓発事業

- ・障害者就業・生活支援センターのホームページの運営等を行う。

2. 事業名：(継続) 特例子会社設立等助成金

(1) 平成 30 年度当初要求額：13,125 千円（増減なし）

(2) 平成 29 年度当初予算額：13,125 千円

(3) 事業の概要

障がい者を新たに雇用して、特例子会社又は企業内障がい者多数雇用施設を設立した事業主に対し、助成金を支給する。

1.1 道路企画課

1. 事業名：(継続) ユニバーサル社会の実現に向けたバリアフリー化推進事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：64,040 千円 (5,960 千円減)

(2) 平成 29 年度当初予算額：70,000 千円

(3) 事業の概要

バリアフリーを目的とした視覚障がい者誘導ブロックの設置、段差解消等の歩道整備を行う。

- ・整備地区の選定、整備内容等については、障がい者団体を中心に、国、県、市町村、警察等で構成する協議会等により決定。
- ・整備は、公共施設、福祉施設、学校、住宅、商業地等、歩行者が多い地区において優先的に実施する。
- ・歩行空間のバリアフリー整備は、現道路幅員内での整備を基本とし既設道路の有効活用を図る。
- ・横断歩道に接続する歩道端部の縁石について、車椅子の車輪通行部分を段差のない構造へ改良する。

1.2 教育委員会（特別支援教育課）

1. 事業名：（継続）発達障がい児童生徒等支援事業

- (1) 平成 30 年度当初要求額：11,536 千円（2,550 千円減）
- (2) 平成 29 年度当初予算額：14,086 千円
- (3) 事業の概要

発達障がいのある児童生徒等の増加に対応し、適切な指導・支援の充実が求められている。小・中・高等学校等において、一貫した支援を行うために早期からの指導・支援の充実を図るとともに、特別支援教育の総合的な推進体制の整備の充実を図るための支援を行う。

ア. 発達障がいの可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業

小学校低学年における「国語科」「体育科」の実践研究を行い、取組の成果を県内へ情報発信を行うことを通して、小学校における教職員の授業力向上を図る。

【再委託先】米子市 倉吉市

イ. 【新規】通級による指導のための支援体制整備事業

通級による指導の担当教員養成に対する研修体系を構築するとともに、通級による指導担当教員に対する研修を行う。

ウ. LD 等専門研修派遣

公立学校の教員を大学に派遣し、LD 等の障がいのある児童生徒への専門的指導法等の知識を持つ教員を養成する。

派遣者数：7名

派遣先：LD 等専門研修…鳥大地域学部 3 人、教育相談研修…鳥大医学部：4 人

エ. LD 等専門員の活動充実事業

LD 等専門員の専門性の向上を図るとともに、学校等への相談活動を充実させる。

オ. 発達障がい理解啓発事業

発達障がいのある児童生徒の認知特性に応じた ICT 機器の活用を広めるための研修会を開催する。

2. 事業名：（継続）地域で進める特別支援教育充実事業

- (1) 平成 30 年度当初要求額：5,508 千円（5,109 千円減）
- (2) 平成 29 年度当初予算額：10,617 千円
- (3) 事業の概要

インクルーシブ教育システムの構築に向けて体制整備の充実を図るために、県立特別支援学校に外部専門家を配置するなどして特別支援学校のセンター的機能を強化するとともに、市町村における一貫した支援体制の充実を図るための研修会を開催する。

ア. 特別支援学校センター的機能充実事業

特別支援学校に外部専門家（PT：理学療法士、OT：作業療法士、ST：言語聴覚士、視能訓練士）を配置し、学校教職員の専門性向上を進めるとともに、自校及び地域内の小中学校等への助言機能の向上をめざし、地域内のセンター的機能の強化を図る。（鳥盲、鳥聾、鳥養（新規）、白兔・倉吉・県立米子養護）

また、県内少数障がい種（視覚・聴覚・病弱）の特別支援学校の教職員が先進的な教育実践をしている他県の学校を視察・研修することにより専門性の向上を図る。

イ. 【新規】発達障がい理解促進のための教職員研修

県内小学校を中心に、早期からの教職員が障がいのある児童に特性に応じた必要なコミュニケーションや指導支援を行うことができるよう、教職員研修を行う。

3. 事業名：（継続）特別支援学校就労促進・職場定着キャリアアップ事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：27,152 千円（334 千円増）

(2) 平成 29 年度当初予算額：26,818 千円

(3) 事業の概要

障がいのある生徒の「働きたい」という願いや夢を実現させ、生涯にわたり社会の中で自分らしく豊かに生きるため、特別支援学校生徒の企業等への就労促進を目指した特別支援教育の充実及び関係機関と連携した支援体制の構築を計る。

ア. 就労定着支援員事業

知的障がい者等の就労に関する実務経験を有する者などを非常勤職員として 6 名配置。

イ. 就労促進セミナー事業

一般企業等に進路に向けた取組等を公開することで、特別支援教育に対する理解及び障がい者の就労促進を目指し、併せて生徒・保護者の「働きたい」「働いてほしい」という意欲を高める。

ウ. 県版特別支援学校技能検定実施事業

特別支援学校の生徒が身に付けた知識、技能、態度等を一定の基準により評価し、認定する「県版特別支援学校技能検定」を実施する。（清掃部門、喫茶部門）

エ. 職業教育スキルアップ事業

特別支援学校教員 3 名をジョブコーチセミナーに派遣し、生徒の現場実習や進路指導の質の向上を図る。

4. 事業名：（継続）特別支援学校児童生徒通学等支援事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：42,979 千円（3,366 千円増）

(2) 平成 29 年度当初予算額：39,613 千円

(3) 事業の概要

県立特別支援学校の児童生徒の通学に対して支援する。また、将来的な社会自立を目指すため、通学の場を活用し、自力で行動できる力を養うための支援を行う。

ア. 県立特別支援学校通学支援職員配置事業

遠距離地域からでも介助があれば公共交通機関を利用して、県立特別支援学校に通学できる児童生徒を支援し、社会的自立と保護者等の負担軽減を図るため、通学支援職員を外部委託する。

イ. 市町村等が行う児童生徒通学支援に対する交付金

市町村等が行う県立特別支援学校児童生徒の通学支援事業に対し助成する。

ウ. 県立特別支援学校の通学支援を考える会の開催

県立特別支援学校の通学支援のあり方について関係者から意見を聞き、今後の通学支援の方針を検討するための参考とする。

エ. 鳥取県特別支援学校通学支援検討委員会

各校で、個々の児童生徒の実態に応じた通学支援体制の構築等について検討する。

オ. 未来につながる生活力アップ事業

生徒の将来的な社会自立を目指して、日常生活において身近に経験できる通学の場を活用し、自力で行動できる力を身につけるため、短期的に通学の案内、誘導、見守りを行う自立支援員を外部委託により配置し支援する。

5. 事業名：(継続) 特別支援学校における ICT 教育充実事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：6,006 千円 (685 千円増)

(2) 平成 29 年度当初予算額：5,321 千円

(3) 事業の概要

ICT (情報通信技術) を活用した教育を推進することにより、障がいのある子どもたちの学びの意欲を引き出すとともに、一人一人の能力を最大限に発揮できる学習指導を展開し、将来の自立と社会参加に向けて情報通信技術を活用できる力を育てる。

ア. 知的障がいのある児童生徒の情報モラル教育推進事業

知的障がいのある児童生徒がインターネット等を適切に活用できるようにするための情報モラル教育について、専門性の高い講師を招いて教職員研修と授業実践を行う。

イ. 特別支援学校 ICT 支援員派遣事業

ICT 活用の充実を図るため、各学校の教員への機器活用支援や教材作成の支援等を民間に委託する。

6. 事業名：(継続) 手話で学ぶ教育環境事業

(1) 平成 30 年度当初予算額：20,038 千円 (1,534 千円増)

(2) 平成 29 年度当初予算額：18,504 千円

(3) 事業の概要

鳥取聾学校をはじめ、ろう児が通学する学校 (以下「鳥取聾学校等」という。) におけるろう児・保護者等への情報提供などの支援の充実や教職員等の手話技術の向上を図るため、手話講座の開催、手話通訳者の派遣を充実させるとともに、教職員への手話技能検定の検定料及び通信教育の受講料の助成を行う。

ア. 聴覚障がい基礎研修会の開催

初任者・転入職員対象の研修会を開催する。

イ. 手話講座の開催

鳥取聾学校教職員及び寄宿舍指導員対象の手話講座を開催する。

ウ. 聴覚障がい教育に関する専門研修会の開催

聴覚障がいに関する専門研修会を開催する。

エ. 手話講座等への参加経費の補助

教職員の手話奉仕員養成講座等への参加経費を助成する。

オ. 教職員と小中高校生の手話技能検定助成制度

教職員と小中高校生の手話検定料及び通信教育受講料を補助する。

カ. 手話通訳者の派遣

校内研修会、PTA 会議、職員会議等へ手話通訳者を派遣する。

また、学校教育でろう及び手話への理解を深めるため、手話普及コーディネーター及び手話普及支援員を配置し、ろう及び手話に関する知識・技能の習得の促進を図るとともに手話に関する教育面の環境整備の充実を図る。

ア. 手話学習教材の配付

小学校新1年生等への手話ハンドブックの作成・配布する。

イ. 手話普及コーディネーター・手話普及支援員の配置

ろう及び手話に関する普及活動及び学習教材の利用促進の活動を行う手話普及コーディネーター（東部・中部、西部に非常勤職員各1名配置）及び手話普及支援員（ボランティア）を配置し、学校への派遣を行う。

ウ. 聾学校幼児児童生徒との交流学习

鳥取聾学校と他校との交流学习を実施する。

エ. 鳥取聾学校教職員による出前講座の開催

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、その他各種団体への出前講座を開催する。

7. 事業名：(継続) 共生社会をめざす文化・芸術活動支援事業

(1) 平成30年度当初要求額：3,788千円(1,668千円減)

(2) 平成29年度当初予算額：5,456千円

(3) 事業の概要

平成26年度に開催された「全国障がい者芸術・文化祭」及びその中で開催された「特別支援学校合同文化祭」の意義を継承し、児童生徒の自主性や主体性、自信を培うことにつながる芸術・文化活動の推進・充実を進め、健常者との交流を深めるとともに、より一層の社会参加と理解啓発を進め、共生社会の形成を図る。

8. 事業名：(継続) 鳥取発！スポーツでつながる共生社会充実事業

(1) 平成30年度当初要求額：4,130千円(1,271千円減)

(2) 平成29年度当初予算額：5,401千円

(3) 事業の概要

特別支援学校の体育施設を拠点として、特別支援学校の児童生徒や卒業生、地域住民等が、障がいのあるなしに関わらずスポーツの楽しさを共に味わったり、在学中の生徒と地域のスポーツクラブとをつなげたりする取組等をとおして、特別支援学校の生徒が生涯にわたって、地域の中で運動・スポーツに親しめるような共生社会の実現をめざす。

ア. 地域スポーツ充実事業

特別支援学校の体育施設を拠点とし、地域のスポーツリーダーが中心となり、児

児童生徒が継続的にスポーツ活動ができる仕組みづくりを行う。また、児童生徒が居住地にあるスポーツクラブに参画するための支援を行う。

イ. レッツ・プレイ・スポーツ事業

パラリンピック種目をはじめ、誰でも取り組みやすい障がい者スポーツを体験する機会を提供し、子どもたちに運動する喜びや楽しさを味わってもらうとともに、運動に親しむきっかけづくりとする。

9. 事業名：(継続) 特別支援教育における専門性向上事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：13,063 千円 (310 千円減)

(2) 平成 29 年度当初予算額：13,373 千円

(3) 事業の概要

鳥取県の特別支援学校教職員の専門性と授業力を向上させるために、長期研修派遣や授業実践等に取り組める環境を整備し、幼児児童生徒一人一人の障がい特性と発達に応じた指導ができるようにする。

ア. 大学等長期派遣事業

各種講座・研修会、大学院や研究機関等へ計画的に派遣し、教職員の資質や指導力向上を図る。

イ. 授業力向上事業

幼児児童生徒の障がいの特性と発達のつまずきを捉え、一人一人の実態に応じた自立活動の教育実践を行い、実践をまとめていく。

ウ. 理療科・寄宿舎充実事業

県内で設置が少数の教育資源分野（理療科・寄宿舎）について、他県や現職の専門家と連携により専門性向上を図り、教育の充実を促進する。

エ. 医療的ケア専門性向上事業

医療的ケアが必要な幼児児童生徒の教育の充実を図るため、学校看護師の手技や医療安全の専門性を高める研修や教職員の呼吸や姿勢に関する専門性を高める取組を行う。

オ. 特別支援学校教育職員免許保有率向上事業

特別支援学校教諭免許状取得のために、免許法認定講習（10 講座）の開催や放送大学受講助成を行う。

カ. 【新規】新学習指導要領の周知に係る説明会事業

県内教職員に向けた新学習指導要領説明会を実施し、教育の充実を図る。（前「特別支援教育実践・教材発信事業」）

キ. 特別支援教育に関する実践研究充実事業

鳥取聾学校を指定校として、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うための実践的な研究等に取り組む。

1.2 教育委員会（教育総務課）

1. 事業名：（継続）県教育委員会における障がい者就労支援事業

（1）平成30年度当初要求額：92,751千円（14,564千円増）

（2）平成29年度当初予算額：78,187千円

（3）事業の概要

特別支援学校卒業生やハローワークで公募した障がい者を対象に非常勤職員として、学校現場における様々な業務に従事してもらうことにより、就労に向けて必要な業務遂行能力や事務処理能力、コミュニケーション能力の向上を図り、一般就労につなげていくとともに、業務に従事する中で明らかとなった課題や問題点を学校教育における指導の充実に役立てるなど、学校でのノーマライゼーションの推進を図る。

ア. 学校版知的障がい者等ワークセンター事業

・県立学校

配置校：白兔養護学校、倉吉養護学校、米子養護学校（一部、米子西高校）、倉吉総合産業高校

雇用人数：（障がい者）業務補助職員16人（各校2～10人程度）

（支援員）業務支援員8人（各校1～5人程度）

業務コーディネーター1人（米子養護学校）

イ. 知的障がい者等に対する就労支援・雇用促進事業

・特別支援学校

配置校：鳥取聾学校（本校・ひまわり分校）、琴の浦高等特別支援学校

雇用人数：（障がい者）業務補助職員3人（各校1人）

・高等学校

配置校：鳥取湖陵高校、智頭農林高校、倉吉農業高校

雇用人数：（障がい者）農場管理補助職員6人（各校2人）

（支援員）業務支援員3人（各校1人）

・事務部局

配置所属：県立図書館

雇用人数：（障がい者）事務補助職員4人

ウ. 重度視覚障がい者ワークセンター事業

重度視覚障がい者を1人雇用し、全庁を対象とするワークセンターを設置して業務を行う。

・配置場所：教育総務課

（業務内容）

- ・視覚障がい者に対する県のパブリシティの点検
- ・県政資料や会議資料等の点訳、点訳資料の点検
- ・会議のテープ起こし、テキスト化 など

エ. 新規拡充の要求

平成30年4月より法定雇用率が引き上げられるため、さらなる障がい者雇用の配置を推進する。

・配置場所：事務局及び東部地区県立高等学校

(業務内容)

・事務局：大規模所属における単純労務作業

・東部地区県立高等学校：東部地区の教育施設における単純労務作業